

欧州共同体による使節権の行使状況 1952 - 1967年

川崎 晴朗

The Exercise of the Right of Legation by
the European Communities 1952-1967

Seiro KAWASAKI

キーワード：欧州共同体、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、欧州経済共同体（EEC）、欧州原子力
共同体（ユーラトム）、外交関係、使節権、超国家的性格

はじめに

In the second half of 1961 there were about 30 permanent Legations to the European Economic Community. The supranational character of the Commission is indicated by the fact that when in December 1959, for instance, Mr. A. H. Tandy, Head of the United Kingdom Delegation, ranking as Ambassador, arrived in Brussels he presented his credentials to Professor Hallstein, as President of the Commission.

Colin Clark, *British Trade in the Common Market* (1962), p.138.

1. 筆者は1959年7月から1961年9月まで在ベルギー日本国大使館に勤務し、まだ草創

期にあった三つの欧州共同体（欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC、仏 CECA）、欧州経済共同体（EEC、仏 CEE）及び欧州原子力共同体（EAEC、仏 CEEA、以下「ユーラトム」）¹⁾の活動ぶりを間近に観察する機会を得た。当時、欧州3共同体はいずれもフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ及びルクセンブルクの6カ国で構成され、また、共同体のそれぞれが閣僚理事会及び委員会（ECSCについては最高機関）をもっていた。とくに筆者の強い関心を惹いたのは、3共同体のそれぞれが域外第三国との間で使節権を行使していたという事実である。改めていうまでもなく、使節権とは外交使節を派遣し、またこれを接受する国際法上の権利で（それぞれ能動的〔積極的〕使節権、受動的

¹⁾ ECSC 設立条約は1951年4月13日署名、1952年7月23日効力発生、EEC 及びユーラトム設立条約はいずれも1957年3月25日署名、1958年1月1日効力発生。なお、ECSC 設立条約が2002年7月23日に効力を失ったので、欧州共同体は、現在では三つでなく二つとなっている。

[消極的] 使節権) 通常は主権国家が相互の間でこれを行行使する。もっとも、国家といえども使節権を当然に享受する訳ではなく、その行使にあたっては相手国の同意が必要である。使節権の行使にあたり、二つの国の間に外交関係が存在することが前提となるが、このような関係の樹立についても当該2カ国の合意の下に行われる。国際社会に存在する政治的主体に国家としての資格を認め、国際法上の一般的権利能力を認定する国家行為を「承認」というが、これは承認を与える国の一方的行為である。通例、A国がB国を承認し、その一効果としてA・B両国の間に外交関係の設定及び外交使節の派遣・接受が行われる。

欧州共同体が第三国との間で使節権を行行使するとすれば、第三国が共同体に国際法上の権利能力(たとえ機能的に制約されたものであっても)を認定することが前提となる。欧州共同体は国家とは違うので、この認定行為を「承認」と呼ぶことはなじまないかも知れないが、第三国は、欧州共同体が、たとえ国家にくらべて限定された範囲であれ、国際法上の権利能力をもつと認定し、その上で、当該第三国及び欧州共同体は双方の合意の下に外交関係を開設し、また外交使節を派遣し、また接受することになる。実際には両者が外交関係を設定し、また外交使節を交換することで第三国が欧州共同体の国際法主体性を默示的に承認する態様が一般的となっているようである。

国際機関が第三国との間で、また相互の間で条約締結権を行行使する例は多い。しかし、筆者は、欧州共同体が条約締結権に加え、使節権(とくに受動的使節権)をかなり幅広く行使しているのを目のあたりにして、これは国際社会における新しい現象ではないかと考

え、また共同体のもつ「超国家的」性格を最もよくあらわしているのではないかと思った。ちなみに、「超国家的」とは、欧州共同体が伝統的な国際機関と異なり、連邦国家に近い政治的主体であることを示すため、まずECSCに関連して広く用いられるようになった表現で、厳密には法律用語とはいえないのかも知れない。この表現は、ECSCの数年後に誕生したEEC及びユーラトムについても使用された。例えば、Colin Clarkは、1959年12月15日、A.H. Tandy大使がEECに対するイギリス代表として(注 当時、イギリスはまだ欧州3共同体に加盟していなかった。)委員会のWalter Hallstein委員長に信任状を提出した事実を挙げ、これはEEC委員会の超国家的性格を示している、と述べている²⁾。

筆者は、各共同体の儀典担当官等から資料を頂いた上で、論文*Le Droit de Légation des Communautés Européennes*をまとめた。帰国後、この論文の要旨を、1962年5月及び6月の『外務省調査月報』に「ヨーロッパ3共同体の使節権」と題して掲載した。

筆者は、*Le Droit de Légation...*の執筆のため収集した資料をもとに、三つの欧州共同体に信任された第三国代表の歴任表“Listes des Représentants Diplomatiques accrédités auprès des Communautés Européennes”を作成し、随時そのup-to-dateにつとめてきたが、これを本紀要で発表することとしたい。スペースの関係で、今回は1952年7月のECSCの発足から1967年7月の併合条約(後述)の実施までの15年間に限り、それ以降の状況については、後日発表の機会を得たい。表はフランス語のまま再録するが、注は日本語に改めた。

2. 欧州3共同体は、さまざまな変貌を経

2) *British Trade in the Common Market* (London: Stevens & Sons, 1962), p.138. 本稿の冒頭で原文を引用した。

て現在に至るのであるが、使節権の行使について、また、1967年の年末までに限って眺めるならば、とくに次の2点を指摘しなければならない。

(1) 3 共同体に対する初期の第三国代表は信任状を各委員会の委員長 (ECSC については最高機関議長) に提出していたが、1966年1月以降、いわゆる「ルクセンブルクの妥協」(Compromis de Luxembourg) に基づき、第三国代表は、EEC 及びユーラトムについては、それぞれの閣僚理事会議長及び委員会委員長の双方に同一内容の信任状を提出することになった³⁾。

(2) 1967年7月13日、「単一の閣僚理事会及び単一の委員会を設立する条約」(併合条約) が効力を発生し、三つの理事会は一つ (EC 理事会) に、また三つの委員会 (ECSC については最高機関) も一つ (EC 委員会) に統合されたが、その結果、第三国代表は EC 理事会及び EC 委員会のそれぞれの長に信任状を提出するようになった。なお、併合条約

の実施に伴ない、それまでルクセンブルグにあった ECSC 理事会及び最高機関はブリュッセルに移転した。

3. 今回発表するリストには、欧州共同体による能動的使節権の行使状況は含めていないが、1952年-67年の期間については、1956年4月、ECSC 最高機関がイギリスに大使級代表を派遣したのが唯一の例で、これについては『外務省調査月報』、1962年6月号の拙稿を参照されたい (55-6頁⁴⁾。

また、欧州共同体は、その発足後、他の国際機関と常駐代表部の交換を行ってきたが、本稿のカバーする期間については、まず ECSC 最高機関が1952年4月、欧州経済協力機構 (OECE) に対し派遣した代表部がある⁵⁾。また、1965年、最高機関はチリのサンティアゴにラテン・アメリカに対する連絡事務所 (Bureau de liaison avec l'Amérique Latine) を開設した⁶⁾。

欧州共同体は、常駐代表の交換以外の方法でも、他の国際機関との関係維持につとめた⁷⁾。

3) EEC 委員会、第9次一般報告 (1966年)、ポイント1-21、とくに12、13。

「ルクセンブルクの妥協」は、フランスが EEC 委員会の運営ぶりに不満を昂じさせた結果生じた “crise institutionnelle” を收拾させたもので、1966年1月17日・18日及び同月28・29日に開催された閣僚理事会の特別会合で、フランスの10項目に及ぶ要求を他の加盟国がほぼそのまま受け入れ、成立した。第三国代表が EEC 及びユーラトム各委員会に信任状を提出していたことにつき、フランスは、EEC 委員長 (Hallstein 委員長をさす。) があたかも国家元首の如く振舞っている、彼はもはや単独で第三国代表を接受することはできない旨主張した、という。なお、代表を接受する上で慣行となっている儀式 (「赤じゅうたん」と呼ばれた。) は、フランスによれば行き過ぎ (excessif) であったが、この点についてはとくに触れられなかったという (1966年2月1日付 *Le Monde*、2面に掲載の Paul Fabre の記事を参照)。

4) なお、ユーラトム委員会、第4次一般報告 (1960年4月 - 1961年3月)、ポイント156、また、Charles Reichling, *Le Droit de Légation des Communautés Européennes* (Heule (Belgique): Editions Uga, 1964), pp.61-2を参照されたい。

5) Haute Autorité de la CECA, *Exposé sur la Situation de la Communauté* (1953), p.27. [Paul Reuter, *La Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier* (Paris: Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1953), p.134よりの再引用。]

6) ECSC 最高機関、第13次一般報告 (1964年2月1日 - 1965年1月31日)、ポイント64、第14次一般報告 (1965年2月1日 - 1966年1月31日)、ポイント53。第15次一般報告 (1966年2月1日 - 1967年1月31日) は、この事務所を “Bureau de liaison technique” といっている (ポイント54)。チリ外務省は、1966年2月18日、チリ及び ECSC 間の協定に関する省令 (decreto) を発出した。

4. 域外第三国のいくつかが EEC と「連合」等の特別な関係をもっていることは『外務省調査月報』、1962年 6月号で述べた通りであるが(49-55頁) これらの国の EEC に対する代表の資格(肩書)は、一般第三国の代表のそれ(Head of Mission、仏 Chef de la Mission)とは異なる⁸⁾。さらに、これらの国は、EEC に対する代表を任命する際、事前に EEC 及びその加盟国の同意(アグレマン)を正式に求める必要はなく、また、代表は EEC 理事会議長及び EEC 委員会委員長に信任状を提出せず、彼等への表敬訪問の日をもって公式活動を開始する。

EEC が域外の若干の国の代表に特別な

status を付与していることにつき、Jean Groux 及び Philippe Manin は、その根拠は論理的なものではなく、これらの国に対して EEC がもつ「明確な形での満足を与えたいという願望」(desire to give express satisfaction)である、と述べている⁹⁾。しかし、筆者は、むしろ EEC と特別な関係にある国のほとんどにつき、その代表が EEC のみならず ECSC 及びユーラトムに対する代表を兼ね、彼等がこの二つの共同体に対しては一般第三国の代表として信任され、また“Head of Mission”の資格を与えられている点に着目したいと思う。本稿がカバーする期間に限っても、象牙海岸共和国、上ヴォルタ、ガボン及びギリ

7) 初期の ECSC を例にとれば、最高機関の第 1 次一般報告(1952年 8月10日 - 1953年 4月12日)は欧州評議会(CE)との協力関係が強化されたことを特記すると共に、OECE、国連欧州経済委員会(ECE)及び国際労働機関(ILO)との関係につき述べている(ポイント17-19)。第 1 次につづき、各年次報告はこれら国際機関に加え、最高機関と GATT、西欧同盟(WEU)、関税協力理事会(CCC)等との関係にふれている。とくに CE との関係が強調されているのが目立つが、EEC 設立条約も、「(欧州評議会と)あらゆる有益な協力関係を確立する。」との規定を設けた(第230条)。Reichling は、東側諸国の反対で、欧州共同体と国際原子力機関(IAEA)との有機的な公式関係は若干阻害された、これは ECE との関係についてもある程度までいい得る、と述べている(*Le Droit de Légation...*, p.41)。ユーラトム委員会、第 5 次一般報告(1961年 4月 - 1962年 3月) ポイント190を参照。

8) 具体的には、EEC と 2 度にわたってヤウンデ協定を締結し、またはこれに加入した19の AASM (EEC に連合されたアフリカ諸国)の代表は“Representative”(Représentant)で、のちにこれら 19 カ国が ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国)に包摂され、「連合」の表現が使用されなくなったあとも、この資格に変更はない。

チュニジア及びモロッコは個別に EEC と連合協定を締結し、二つの協定はいずれも 1969年 9月 1日、効力を発生した。その後、EEC に対する両国の代表は、資格が“Head of Representation”(Chef de la Représentation)となるが、これは本稿で扱う期間のあとのことである。

ギリシャは 1981年 1月 1日、3 共同体に加盟したが、同国はそれまで EEC と連合関係にあった。EEC・ギリシャ連合協定が効力を発生したのは 1962年 11月 1日であるが、ギリシャ政府はこれに先立ち、当時の Tranos 大使を EEC に対する“Permanent Delegate”(Délégué Permanent)に任命し、1962年 6月 28日、共同体側はこれをテーク・ノートした(*prendre acte*)。同大使は、7月 12日、EEC 委員会の Hallstein 委員長を表敬訪問した。

9) *The European Communities in the International Order* (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1985), p.33, n.1. フランス語版では、“*désir de donner une satisfaction très formelle*”である(*Les Communautés Européennes dans l'Ordre International* (1984), p.33, n.1)。Reichling は、EEC に連合した国に対する特別な措置は、「(これらの国が、EEC という)家族に所属していること」(*appartenance à la famille*)を示すと考えられている、と述べる(*Le Droit de Légation...*, p. 50)。

シヤ4カ国のEECに対する代表は、他の二つの共同体にも信任されていた。したがって、彼等がEECに対し特別な資格を与えられ、また特別な手続で公式活動に入るとしても、そのこと自体は、少なくとも実質的には、一般第三国代表との間に大きな差異をつくりだすものではないと考えられるのである。

5. ヨーロッパ3共同体に派遣された初期の代表、その職員及び彼等の家族構成員に外交特権が付与されたか。『外務省調査月報』、1962年6月号で述べたように、イギリスがECSC最高機関に代表部を設置したのは1952年9月1日のことで、同日、イギリスの初代表 Sir Cecil Weir は最高機関の Jean Monnet 議長に Anthony Eden 外相の書簡を提出したが(57頁)、同外相はこの書簡で、最高機関が Weir 代表及び彼の職員に対し、“such facilities as may be proper and necessary for the discharge of their duties”を付与することを求めた。最高機関の所在国ルクセンブルクは、最高機関の要請に応じ、早速しかるべき行政措置をとったと思われるが、同国が関連の法律(Loi concernant l’octroi de certains privilèges à la Communauté Européenne du Charbon et de l’Acier et aux missions accréditées auprès de la Communauté)を公布したのは、1956年8月7日のことであった¹⁰⁾。

この経験にかんがみ、EEC及びユーラトムを設立する条約と同時に署名された「EECの特権及び免除に関する議定書」及び「ユーラトムの特権及び免除に関する議定書」は、それぞれ第16条で、二つの共同体の許に設置される代表部に対し、本部所在国(ベル

ギー)が「通常的外交免除」(les immunités diplomatiques d’usage)を付与することを定めた。

欧州3共同体による使節権の行使状況 1952-1967年

1. ECSC最高機関、EEC及びユーラトム(後2者については、それぞれ当初は委員会、「ルクセンブルグの妥協」成立後は閣僚理事会及び委員会)に信任された第三国代表の氏名を、信任日及び資格と共に掲げよう。

併合条約が実施されるまでに、ECSC(表ではCECA)、EEC(CEE)及びユーラトム(CEEA)に外交代表を派遣した第三国の数は、それぞれ30、72及び27に達した。なお、巻末の「付記」(1)を参照されたい。

2. 表は、三つの欧州共同体がそれぞれ作成していた外交団リスト、一般報告(*Rapport Général*、年刊)、*Bulletin*(月刊)等の公刊物のほか、筆者がブリュッセル及びルクセンブルグで、各共同体の関係者の御好意で閲覧することができた儀典関係の膨大なファイルにより作成した。

3. 国名が現在のそれと違っている場合が若干ある。上ヴォルタ(Haute-Volta)は1984年8月4日、ブルキナ・ファソに、ダホメ(Dahomey)は1975年11月30日、ベナンに、またセイロン(Ceylan)は1972年5月22日、スリ・ランカとなった。コンゴ(キンシャサ)については、首府レオポルドヴィル(Léopoldville)が1966年5月2日、キンシャサに改められたほか、国名が1971年10月27日から1997年5月22日まで、ザイル(Zaire)

¹⁰⁾ 1955年3月22日、ECSC理事会は、最高機関に信任された第三国の代表部及びその職員がルクセンブルグに信任されている当該国の外交代表部及びその職員と同じstatusを享受する旨の決定を行った。その翌年にルクセンブルグが公布した法律はこの決定に応じて制定されたものであるが、少なくとも理論的には、Reichlingのいうように、ルクセンブルグとは外交関係をもたない第三国の最高機関に対する代表については、そのstatusをどうするかの問題が生じ得たであろう(*Le Droit de Légation...*, p. 58)。

であった。また、アラブ連合共和国 (République Arabe Unie) は1958年2月22日、エジプト及びシリアが合邦して成立したが、1961年9月29日に解体した。(ただし、エジプトは「アラブ連合共和国」の国名をしばらく維持し、1971年9月2日になってこれを「エジプト・アラブ共和国」とした。なお、シリアが1967年初頭、EEC に対しはじめて臨時代理大使を派遣したことは表の示す通りである。)

4. 氏名については、初出の場合はフルネームを、2回目以降はファミリー・ネームのみを掲げ、S. E., M. 等の尊称・敬称は原則として省略した。ただし、Prince (EEC に対する初代タイ代表)、Comte, Baron, Sir 及び Mme は加え、また、K.C.M.G. 等、英国勲章の略字も氏名に添えた。

5. 資格は Amb., Amb. Ex. Plé., Min. Plé. (Envoyé Extraordinaire et Ministre Plénipotentiaire または Ministre Plénipotentiaire), Chargé d'Af. en pied, Chargé d'Af. a. i., Chef de la Mission (または Délégation), Délégué, Représentant, Observateur (正確には Observateur Permanent) 等さまざまで、一部は略記した。

一般に、3 共同体に対する各代表は外交使節の階級 (Amb. Ex. Plé., Min. Plé. 等) 及び国際機関に対する代表に与えられる資格 (Chef de la Mission, Représentant, Observateur 等。なお、注8参照) の二つをあわせもつ。しかし、ECSC 最高機関に対する初期の代表には

外交使節の階級をもたない者もいた。しかし、例えば最高機関に対する日本の代表は、当初は常駐オブザーバーであったが、駐ベルギー大使の兼任であったためか、最高機関の外交団リストには “Ambassadeur” 及び “Observateur Permanent” の二つのタイトルが掲げられている。

また、特命全権大使か名称大使か区別しかねる場合も少なくない。例えば最高機関に対するイギリスの初代代表、Sir Cecil Weir につき、前掲の Eden 外相の書簡には同大使が “personal rank of Ambassador” を与えられたと述べられており (したがって、彼は名称大使)、このような場合に限り、表で “Amb.” とした。なお、巻末の「付記」(2) を参照されたい。

本稿は、1952年から1967年までの期間を対象としているが、たまたまこのころ、外交使節の階級が特命全権大使にしばられる傾向が世界的に見られるようになった。これは欧州共同体に対する域外諸国の代表についてもいえることで、例えば ECSC 最高機関に対するスウェーデン代表、Lagerfelt 公使は1957年9月26日、特命全権大使として改めて信任された。1967年7月当時、3 共同体に対する各国代表はいずれも特命全権大使であった。

6. 各代表が兼任先をもっていたか、居住地はどこであったか等を示すべきであろうが、スペースの関係で省略した。各共同体が編集した外交団リストを参照されたい。

LISTES DES REPRÉSENTANTS DIPLOMATIQUES ACCRÉDITÉS AUPRÈS DES COMMUNAUTÉS EUROPÉENNES 1952-1967

1 . ECSC 最高機関に対する代表

Représentants auprès de la Haute Autorité de la CECA

(1) ROYAUME-UNI

1er	septembre	1952	Sir Cecil McAlpine WEIR	<i>Amb.</i>
19	septembre	1955	William MEIKLEREID	<i>Amb.</i>
8	septembre	1958	Arthur Harry TANDY, C. B. E.	<i>Amb.</i>
11	juin	1963	Sir Con Douglas Walter O'NEILL, K. C. M. G.	<i>Amb.Ex.Plé.</i>
2	juin	1965	Sir James Alexander Milne MARJORIBANKS, K. C. M. G.	<i>Amb.Ex.Plé.</i>

(2) ETATS-UNIS D'AMERIQUE¹¹⁾

2	septembre	1952	William H. TOMLINSON, Jr.	<i>Rép. ff.</i>
3	mars	1953	David K. E. BRUCE	<i>Amb.</i>
13	mars	1956	William Walton BUTTERWORTH	<i>Amb.</i>
13	novembre	1962	John Wills TUTHILL	<i>Amb.</i>
29	septembre	1966	John Robert SCHAETZEL	<i>Amb.Ex.Plé.</i>

(3) SUEDE

10	décembre	1952	Stig Erik Gunnar SAHLIN	<i>Délégué Principal</i>
1er	juin	1956	Baron I. Karl-Gustav E. LAGERFELT	<i>Min.Plé. Amb.</i>
31	janvier	1964	Sten LINDH	<i>Amb.Ex.Plé.</i>

(4) NORVEGE

27	mars	1953	Arne SKAUG	<i>Amb.</i>
1er	décembre	1955	Jens Mogens BOYESEN	<i>Amb.</i>
16	mars	1961	Nils Anton JØRGENSEN	<i>Amb.Ex.Plé.</i>
28	juin	1965	Jan Brochmann HALVORSEN	<i>Amb.Ex.Plé.</i>

¹¹⁾ 最高機関の第1次報告は Tomlinson 代表代理の着任につき明瞭な記述を行っていない(ポイント16)。また、第4次一般報告(1955年4月11日 - 1956年4月8日)によると、米国は最高機関に対する代表部を“delegation”から“full-scale diplomatic mission”に昇格させることを決定した。なお、Butterworth代表の氏名は、同じ一般報告では Walter Butterworth となっている(ポイント22)。

(5) SUISSE

1er	avril	1953	Gérard F. BAUER ¹²⁾	<i>Min. Plé.</i>
25	mars	1958	Agostino SOLDATI	<i>Min.Plé. Amb.</i>
21	octobre	1963	Paul Henri WURTH	<i>Amb.Ex.Plé.</i>

(6) DANEMARK

17	avril	1953	Eyvind BARTELS	<i>Amb.</i>
1er	avril	1954	Jens Anthon VESTBIRK	<i>Amb.</i>
1er	avril	1956	Mathias Aagaard WASSARD	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
20	octobre	1957	BARTELS	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
16	décembre	1959	Lars Pedersen TILLITSE	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
9	février	1962	Hans R. TABOR	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
10	juillet	1964	Tyge DAHLGAARD	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(7) AUTRICHE

19	mai	1953	Carl H. BOBLETER ¹³⁾	<i>Min. Plé.</i>
28	juin	1958	Dr. Friedrich A. KOLB	<i>Min. Plé.</i>
4	mai	1960	Dr. Ernst LEMBERGER	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
30	novembre	1965	Dr. Karl Herbert SCHOBER	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(8) JAPON

20	octobre	1954	Shoji ARAKAWA (荒川昌二)	<i>Observateur</i>
25	mai	1955	Ryuji TAKEUCHI (竹内竜次)	<i>Observateur</i>
30	octobre	1957	Eiji WAJIMA (倭島英二)	<i>Observateur</i>
24	mars	1961	Takeso SHIMODA (下田武三)	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
17	mars	1964	Morio YUKAWA (湯川盛夫)	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(9) GRECE

11	février	1958	Charilaos ZAMARIAS	<i>Observateur</i>
----	---------	------	--------------------	--------------------

12) 最高機関の第1次一般報告は、1953年4月1日、スイスの Gérard Bauer 及び Hermann Hauswirth の2人が信任された、と述べている(ポイント15)。しかし、スイスの Max Petit-pierre 外相が1953年3月12日付書簡で最高機関の Monnet 議長にあてた書簡では、Bauer 公使を代表に任命した、とある。

13) オーストリアの Bobleter 公使が1953年5月、初代表として信任されたことにつき、最高機関の第1次一般報告はふれていない(ポイント15)。

19	septembre	1958	Theodoros CHRISTIDIS	<i>Obser. Min. Plé. Amb.</i>
20	juillet	1962	Constantin N. TRANOS	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(10) PORTUGAL

8	mai	1959	José Tomàs Cabral Calvet de MAGALHÃES ¹⁴⁾	<i>Min. Plé. Amb.</i>
18	décembre	1964	Albano Pires Fernandes NOGUEIRA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(11) CANADA

28	avril	1960	Sydney D. PIERCE, O. B. E.	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
14	juillet	1966	Paul TREMBLAY	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(12) COTE D'IVOIRE

29	mai	1962	Gaston Allouko FIANKAN	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
27	novembre	1964	Koffi AOUSSOU	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(13) ESPAGNE

22	juin	1962	Comte de CASA MIRANDA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
10	mars	1965	José NUÑEZ-IGLESIAS	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
30	novembre	1965	Alberto ULLASTRES CALVO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(14) ISRAEL

25	septembre	1962	Amiel Emile NAJAR	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	-----------	------	-------------------	---------------------

(15) INDE

22	octobre	1962	Krishen Behari LALL	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
17	janvier	1967	Thirumalraya SWAMINATHAN	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(16) HAUTE-VOLTA

26	novembre	1962	Georges BRESSON	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	----------	------	-----------------	---------------------

¹⁴⁾ 最高機関の第8次一般報告(1959年2月1日 - 1960年1月31日)によると、ポルトガルの de Magalhães 公使の信任日は1959年4月29日である(ポイント14)。筆者が収集した資料では同年5月8日の信任で、表ではこれによった。

8 novembre 1966 Michel KOMPAORE *Amb. Ex.Plé.*

(17) IRLANDE

14 janvier 1963 Frank BIGGAR *Amb. Ex.Plé.*

10 novembre 1966 Seán MORRISSEY *Amb. Ex.Plé.*

(18) COSTA-RICA

26 février 1963 Guillermo ARGUEDAS-PEREZ *Amb. Ex.Plé.*

(19) IRAN

29 avril 1963 Khosrow HEDAYAT *Amb. Ex.Plé.*

4 février 1966 Dr. Fereydoun DIBA *Amb. Ex.Plé.*

(20) AFRIQUE DU SUD

1er juillet 1963 Albertus Beyers Fourie BURGER *Amb. Ex.Plé.*

3 février 1966 Frederik Simon STEYN *Amb. Ex.Plé.*

(21) BRESIL

27 septembre 1963 Sergio de LIMA e SILVA *Amb.*

12 février 1965 Mme Odette de CARVALHO e SOUZA *Amb. Ex.Plé.*

(22) LIBERIA

11 mars 1964 Jacques Ferdinand HOFMANN *Min. Plé.*
[Mission fermée en mars 1966]¹⁵⁾

(23) FINLANDE

6 juillet 1964 Olavi Kalervo MURTO *Amb. Ex.Plé.*

15) リベリアの Hofmann 公使は1966年3月14日に死亡し、最高機関に対する同国の代表部は閉鎖された。本稿の扱う期間中、これが第三国代表部が閉鎖された唯一の例である。

(24) PAKISTAN

11	décembre	1964	Muhammad AYUB	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
15	décembre	1966	S. Osman ALI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(25) VENEZUELA

28	janvier	1965	Manuel Rafael RIVERO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	---------	------	----------------------	---------------------

(26) AUSTRALIE

4	juin	1965	Ralph Lindsay HARRY, C. B. E.	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
---	------	------	-------------------------------	---------------------

(27) TURQUIE

29	juin	1965	Ogüz GÖKMEN	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	------	------	-------------	---------------------

(28) CHILI

28	septembre	1965	José PIÑERA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	-----------	------	-------------	---------------------

(29) GABON

1er	février	1966	Marcel SANDOUNGOUT	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
2	juin	1967	Edouard ADJOMO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(30) ARGENTINE

5	mai	1966	Hugo BOATTI OSSORIO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
7	février	1967	Leopoldo Hugo TETTAMANTI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

* * *

2 . EEC に対する代表

Représentants auprès de la CEE

(1) ETATS-UNIS D'AMERIQUE

13	mars	1958	BUTTERWORTH
8	novembre	1962	TUTHILL

27 septembre 1966 SCHAETZEL

(2) GRECE

18 octobre 1958 CHRISTIDIS

28 juin 1962 TRANOS

(3) ISRAEL

30 janvier 1959 Gidéon RAFAEL

13 juin 1960 NAJAR

Amb. Ex.Plé.

(4) DANEMARK

30 avril 1959 TILLITSE

1er février 1962 TABOR

26 mai 1964 DAHLGAARD

(5) JAPON

19 octobre 1959 WAJIMA

24 février 1961 SHIMODA

14 février 1964 YUKAWA

(6) SUEDE

15 décembre 1959 LAGERFELT

31 janvier 1964 LINDH

(7) SUISSE

15 décembre 1959 SOLDATI

29 octobre 1963 WURTH

(8) ROYAUME-UNI

15 décembre 1959 TANDY

30 mai 1963 O'NEILL

25 mai 1965 MARJORIBANKS

(9) NORVEGE

17	décembre	1959	Otto Jacob Lange KILDAL	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
1er	décembre	1960	JØRGENSEN	
1er	juin	1965	HALVORSEN	

(10) IRLANDE

17	décembre	1959	Denis R. McDONALD	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
24	février	1961	BIGGAR	
27	octobre	1966	MORRISSEY	

(11) AUTRICHE

11	avril	1960	LEMBERGER	
28	octobre	1965	SCHOBER	

(12) CANADA

25	avril	1960	PIERCE	
27	septembre	1966	TREMBLAY	

(13) NOUVELLE-ZELANDE

28	avril	1960	George R. LAKING	<i>Amb.</i>
27	juillet	1961	Sir Thomas Lachlan MacDONALD, K. C. M. G.	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(14) AUSTRALIE

14	juin	1960	Sir Edwin McCARTHY, C. B. E.	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
30	avril	1965	HARRY	

(15) BRESIL

14	juin	1960	Augusto Frederico SCHMIDT	<i>Amb.</i>
27	octobre	1961	Rubens FERREIRA de MELLO	<i>Amb.</i>
20	septembre	1963	LIMA e SILVA	
9	février	1965	CARVALHO e SOUZA	

(16) MAROC

26	juillet	1960	Abderrahim HARKETT	<i>Chargé d'Af. en pied</i>
10	juillet	1962	Abdellatif FILALI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
14	octobre	1963	Bensalem GUESSOUS	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(17) AFRIQUE DU SUD

9	décembre	1960	Jan Ruitter JORDAAN	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
18	juillet	1961	BURGER	
11	juillet	1966	STEYN	

(18) ESPAGNE¹⁶⁾

9	décembre	1960	CASA MIRANDA	
28	octobre	1965	ULLASTRES CALVO	

(19) SENEGAL

10	mars	1961	Djime Momar GUEYE	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
14	octobre	1966	Médoune FALL	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(20) MEXIQUE

14	mars	1961	Primo VILLA MICHEL	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
29	juillet	1965	Emilio CALDERÓN PUIG	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(21) GABON

21	mars	1961	Georges DAMAS	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
20	juillet	1964	SANDOUNGOUT	
6	mars	1967	ADJOMO	

(22) COTE D'IVOIRE

29	avril	1961	FIANKAN	
----	-------	------	---------	--

¹⁶⁾ スペインは、ECSC 最高機関に対しては Casa Miranda 代表の後任として Nuñez-Iglesias 大使を信任せしめた。EEC についても、Nuñez-Iglesias 大使の名が “ désigné ” として1965年2月版外交団リストに掲げられた（すなわち、いったん EEC からアグレマンを取付けた。）が、実際には Ullastres Calvo 大使が信任された。ユーラトムについても同様である。

15 mai 1964 AOUSSOU

(23) TOGO

3 mai 1961 Ayi Joachim HUNLEDE *Amb. Ex.Plé.*

17 septembre 1965 Dr. Gibirila SIDI-TOURE *Amb. Ex.Plé.*

(24) MAURITANIE

3 mai 1961 Mamoudou TOURE *Amb. Ex.Plé.*

10 septembre 1962 Dr. Mamadou TOURE *Amb. Ex.Plé.*

(25) SOMALIE

5 mai 1961 Mohammed Sceek HASSAN *Amb. Ex.Plé.*

5 juillet 1962 Ali Omar SCEGO *Amb. Ex.Plé.*

23 janvier 1965 HASSAN

26 mai 1965 Hussein NUR ELMI *Amb. Ex.Plé.*

(26) COLOMBIE

6 juillet 1961 Gabriel GIRALDO JARAMILLO *Amb. Ex.Plé.*

(27) TCHAD

10 juillet 1961 Adoum AGANAYE *Amb. Ex.Plé.*

(28) NIGER

10 juillet 1961 Amadou SEYDOU *Amb. Ex.Plé.*

22 mars 1962 Georges CONDAT *Amb. Ex.Plé.*

28 octobre 1964 Abdou SIDIKOU *Amb. Ex.Plé.*

11 juillet 1966 Yacouba DJIBO *Amb. Ex.Plé.*

(29) CONGO (Kinshasa)

19 juillet 1961 Joseph MBEKA *Amb. Ex.Plé.*

11 janvier 1967 Bernardin MURGUL-DIAKA *Amb. Ex.Plé.*

(30) MADAGASCAR

3	août	1961	Albert RAKOTO-RATSIMAMANGA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
13	septembre	1963	Armand RAZAFINDRABE	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(31) HAUTE-VOLTA

23	octobre	1961	BRESSON
5	octobre	1966	KOMPAORE

(32) DAHOMEY

30	octobre	1961	Marcel DADJO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
15	février	1963	Emile POISSON	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
14	avril	1967	Laurent Cyrille FABOUMY	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(33) PEROU

15	décembre	1961	Juan M. DE LA PIEDRA VILLALONGA	<i>Chargé d'Af. a.i.</i>
19	février	1963	Carlos MIRO-QUESADA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(34) REPUBLIQUE CENTRAFRICAINE

14	février	1962	Roger GUERILLOT	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	---------	------	-----------------	---------------------

(35) INDE

2	mars	1962	LALL
21	décembre	1966	SWAMINATHAN

(36) IRAN

20	mars	1962	HEDAYAT
16	novembre	1965	DIBA

(37) CAMEROUN

11	avril	1962	Vincent-de-Paul AHANDA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
11	juillet	1966	Ferdinand Léopold OYONO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(38) CEYLAN

3	mai	1962	R. S. S. S. GUNewardENE	<i>Amb.</i>
21	février	1964	G. P. MALALASEKERA, O. B. E.	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(39) PORTUGAL

1er	juin	1962	MAGALHÃES
11	décembre	1964	NOGUEIRA

(40) REPUBLIQUE DOMINICAINE

10	juillet	1962	Alejandro A. ESPAILLAT GRULLÓN	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
10	février	1967	Hector ARISTY-PEREYRA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(41) CONGO (Brazzaville)

28	août	1962	Nicolas SONGUEMAS	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
11	juillet	1963	Germain BICOUMAT	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
23	décembre	1964	Nicolas MONDJO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
14	avril	1967	Charles POATY	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(42) VENEZUELA

30	juillet	1962	Regulo BURELLI-RIVAS	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
18	juillet	1963	Carlos D'ASCOLI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
9	février	1965	RIVERO	

(43) PAKISTAN

1er	octobre	1962	AYUB
10	octobre	1966	ALI

(44) LIBAN

1er	octobre	1962	Nagib SADAKA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
27	septembre	1966	Kesrouan LABAKI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(45) CHILI

1er	octobre	1962	Carlos VALENZUELA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
9	avril	1965	PIÑERA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(46) TUNISIE

30	octobre	1962	Slaheddine EL GOULLI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	---------	------	----------------------	---------------------

(47) ARGENTINE

8	novembre	1962	Carlos A. JUNI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
29	juillet	1965	BOATTI OSSORIO	
10	février	1967	TETTAMANTI	

(48) BURUNDI

6	décembre	1962	Charles BARANYANKA	<i>Min. Plé Amb. Ex.Plé.</i>
24	novembre	1964	Louis BARUSASIYEKO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
26	juin	1967	André MUYUMBU	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(49) COSTA-RICA

14	décembre	1962	ARGUEDAS-PEREZ	
----	----------	------	----------------	--

(50) THAILANDE

14	décembre	1962	Prince Vongsamahip JAYANKURA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
17	décembre	1963	Luang Dithakar BHAKDI	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(51) RWANDA

21	février	1963	Augustin MUNYANEZA	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	---------	------	--------------------	---------------------

(52) URUGUAY

22	février	1963	Julio A. LACARTE MURO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	---------	------	-----------------------	---------------------

(53) ISLANDE

1er	avril	1963	Pétur THORSTEINSSON	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
10	février	1966	Henrik Sv. BJÖRNSSON	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(54) NIGERIA

18	juillet	1963	Pius Nwabufo Charles OKIGBO	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
24	novembre	1966	Dickson Ch. IGWE	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(55) HAITI

19	juillet	1963	Jules BLANCHET	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
8	octobre	1964	Jean-Claude KERNISAN	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(56) MALI

13	septembre	1963	Mamadou TRAORE	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
26	janvier	1967	Hamaciré N'DOURE	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(57) TURQUIE

31	janvier	1964	GÖKMEN
2	décembre	1964	Ziya MÜEZZINOĞLU

(58) EQUATEUR

14	février	1964	Clemente YEROVI INDABURU	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	---------	------	--------------------------	---------------------

(59) REPUBLIQUE DE COREE

17	mars	1964	Hahn Been LEE (李翰林)	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
27	septembre	1966	Duk Choo MOON (文徳周)	<i>Amb. Ex.Plé.</i>

(60) ALGERIE

14	mai	1964	Boualem BESSAIH	<i>Amb. Ex.Plé.</i>
----	-----	------	-----------------	---------------------

(61) FINLANDE

23 juillet 1964 MURTO

(62) PHILIPPINES

11 décembre 1964 Vicente I. SINGIAN *Amb. Ex.Plé.*

(63) EL SALVADOR

9 avril 1965 Ricardo GALLARDO *Amb. Ex.Plé.*

(64) TRINITÉ-ET-TOBAGO

5 juillet 1965 Wilfred Andrew ROSE *Amb. Ex.Plé.*

(65) GUATEMALA

29 juillet 1965 Carlos PAREDES-LUNA *Amb. Ex.Plé.*

(66) REPUBLIQUE ARABE UNIE

27 septembre 1966 Amin M. CHAKER *Amb. Ex.Plé.*

(67) SOUDAN

27 septembre 1966 Sayed-Mohamed Abdel-Madid AHMED *Amb. Ex.Plé.*

(68) PARAGUAY

24 novembre 1966 Tomás R. SALOMONI *Amb. Ex.Plé.*

(69) SYRIE

11 janvier 1967 Selim EL-YAFI *Chargé d'Af. a.i.*

(70) PANAMA

8 mars 1967 Juan Alberto MORALES¹⁷⁾ *Amb. Ex.Plé.*

(71) JAMAÏQUE

15 mai 1967 Lancelot F. COLLYMORE *Chargé d'Aff. a.i.*

(72) ARABIE SAOUDITE

10 mai 1967 Fuad NAZIR *Amb. Ex.Plé.*

* * *

3 . ユーラトムに対する代表

Représentants auprès de la CEEA

(1) ETATS-UNIS D'AMERIQUE

28 février 1958 BUTTERWORTH

8 novembre 1962 TUTHILL

27 septembre 1966 SCHAETZEL

(2) ROYAUME-UNI

9 juillet 1958 MEIKLEREID

1er octobre 1958 TANDY

30 mai 1963 O'NEILL

26 mai 1965 MARJORIBANKS

(3) ISRAEL

27 juillet 1959 RAFAEL

12 mai 1960 NAJAR

¹⁷⁾ 信任日は筆者が収集した資料による。EEC 委員会、*Bulletin*、1967年 5 月、1968年 2 月版外交団リストでは、1967年 3 月 7 日となっている（それぞれポイント50、80頁）。

(4) NORVEGE

22	septembre	1959	KILDAL
11	novembre	1960	JØRGENSEN
24	juin	1965	HALVORSEN

(5) SUEDE

8	octobre	1959	LAGERFELT
22	janvier	1964	LINDH

(6) DANEMARK

30	octobre	1959	TILLITSE
1er	février	1962	TABOR
9	juin	1964	DAHGAARD

(7) SUISSE

19	novembre	1959	SOLDATI
23	octobre	1963	WURTH

(8) AUTRICHE

12	avril	1960	LEMBERGER
27	octobre	1965	SCHOBER

(9) CANADA

20	avril	1960	PIERCE
27	septembre	1966	TREMBLAY

(10) JAPON

12	avril	1961	SHIMODA
19	février	1964	YUKAWA

(11) AFRIQUE DU SUD

7	mars	1962	BURGER
---	------	------	--------

11 juillet 1966 STEYN

(12) COTE D'IVOIRE

20 juin 1962 FIANKAN

30 décembre 1964 AOUSSOU

(13) PORTUGAL

4 juillet 1962 MAGALHÃES

16 décembre 1964 NOGUEIRA

(14) ESPAGNE

5 juillet 1962 CASA MIRANDA

10 novembre 1965 ULLASTRES CALVO

(15) AUSTRALIE

15 novembre 1962 McCARTHY

6 mai 1965 HARRY

(16) GRECE

11 décembre 1962 TRANOS

(17) IRLANDE

2 avril 1963 BIGGAR

27 octobre 1966 MORRISSEY

(18) HAUTE-VOLTA

2 avril 1963 BRESSON

24 novembre 1966 KOMPAORE

(19) IRAN

10 juillet 1963 HEDAYAT

10 novembre 1965 DIBA

(20) BRESIL

25 septembre 1963 LIMA e SILVA
10 février 1965 CARVALHO e SOUZA

(21) ARGENTINE

10 décembre 1964 Adolfo Pedro LACU *Chargé d'Af. a.i.*
29 septembre 1965 BOATTI OSSORIO
9 février 1967 TETTAMANTI

(22) FINLANDE

14 octobre 1964 MURTO

(23) PAKISTAN

27 janvier 1965 AYUB
24 novembre 1966 ALI

(24) VENEZUELA

27 janvier 1965 RIVERO

(25) TURQUIE

26 mai 1965 GÖKMEN

(26) CHILI

29 septembre 1965 PIÑERA

(27) GABON

6 décembre 1965 SANDOUNGOUT

欧州共同体の「超国家性」をめぐって - 結びに代えて -

1. 欧州3共同体が、域外第三国と使節権を行使するようになったのは何故であろうか。イギリスは ECSC 最高機関に代表を派遣した最初の第三国であるが、その目的は、直接的には最高機関とイギリスとの間に “ intimate and lasting association ” を築くためであった¹⁸⁾。両者間の連合協定 (Association Agreement) は1954年12月21日にロンドンで締結されたが¹⁹⁾、ここにいう「連合」は EEC が AASM19 カ国、チュニジア、モロッコ、ギリシャ等、EEC と特別な関係にある域外国と構築した連合と異なり、とくに実質的な内容をもたない。連合協定の締結を報じた新聞も、「連合」の語は不適切であると論評したという²⁰⁾。イギリスは最高機関に対する代表部を置いたが、これはその国際法上の権利能力を認めた結果というより、最高機関との間に恒常的な接触を維持するという実際の・実利的な理由によるものであったと考えられるべきであろう。最高機関が1956年、ロンドンに代表部を設置したとき、Emile Noël 及び Jean Amphoux は、これにより ECSC の能動的使節権が完全に認定された (pleinement reconnu) と述べた²¹⁾。しかし、最高機関がイギリスに代表部を置いたのも、相互主義の原則の実行という側面もあったであろうが、主として実際上の必要に応ずるためであったと思われる。

ECSC 設立条約は、第6条第2項において、ECSC が「その国際関係において、任務

の遂行と目的達成のために必要な法的能力を享有する。」と規定しているが、この規定は具体性を欠き、例えば ECSC が使節権を行使する能力をもつかどうかは明らかでない。いずれにせよ、ECSC 設立条約またはその付属文書は、第三国の代表部の status に関する規定をもっていなかった。そもそも、イギリスが ECSC の発足後、最高機関に対して代表部を設置したことは、条約の起案者たちの予想にはなかったに違いない。

イギリスは、1950年1月6日、中国を承認したが、翌7日付ロンドン・タイムズは、社説で次のように論じた (7頁)。

Recognition is not a reward for good behavior or a sign of political sympathy... Recognition is a mutual convenience which carries with it advantages for both sides, but it cannot be made to take the place of good will or power.

イギリスは、その2年半ののち、ECSC 最高機関に常駐代表を置く最初の第三国となった。最高機関としても、イギリス代表と on-the-spot の接触を保つことが両者にとって “ mutual convenience ” であると考えたことであろう。そして、明らかに同じ理由で、最高機関はイギリスに常駐代表を派遣したのである。

しかし、直接的な理由はともあれ、イギリス及び ECSC 最高機関が相互に常駐代表を派遣し、それぞれが相手方の代表に diplomatic status を付与したことにより、ECSC 設立条約に明文の規定はないものの、結果として、

18) ECSC 最高機関、第1次一般報告、ポイント14、第2次一般報告 (1953年4月13日 - 1954年4月11日)、ポイント12。

19) 同、第3次一般報告 (1954年4月12日 - 1955年4月10日)、ポイント17。

20) Henry L. Mason, *The European Coal and Steel Community: Experiment in Supranationalism* (The Hague: Martinus Nijhoff, 1955), pp.119-120.

21) *Les Nouvelles: Droit des Communautés Européennes* (Bruxelles: Maison Ferdinand Larcier, 1969), point 590.

イギリスは ECSC が国際法でいう使節権の帰属主体であることを黙示的に認定したと見てよいのではなかろうか。EEC 及びユーラトムの設立にあたっては、加盟国は前述の二つの議定書を締結したが、これにより、これら 2 共同体が少なくとも受動的使節権を享有することを、不完全ながら明文で規定したことになる。

しかし、明文の規定の有無にかかわらず、欧州共同体が使節権という国際法上の能力を行使するには、共同体がこの能力をもつことを域外諸国が承認しなくてはならない。実際に、イギリスにつづいて、多くの域外諸国が ECSC、EEC 及びユーラトムに代表を派遣するようになり、これにより、欧州 3 共同体がその目的・任務の達成のために使節権を享受し得ることが、実行面からも証明されることとなった。

2. 国家間で常駐使節が交換されるようになったのは15世紀のイタリア諸国の間においてで、かかる使節の最初の例は、1446年から1468年までフィレンツェにおいてミラノを代表した Nicodemo de Pontremoli であるという²²⁾。常駐使節の制度はアルプス山脈を越え、次第にヨーロッパの他の地域にひろがり、ウェストファリア講和(1648年)のあと、ヨーロッパのすべての宮廷に外交使節団が置かれるようになった²³⁾。これら往時の常駐使節につき、その資格、任務、信任手続、赴任国で与えられた特権免除等がいかなるものであったか、知られているところは少ない。しかし、これらに関する国際法が非常に長い年月の間に次第に成熟し、整備されて現在に

至ったことは間違いない。とくに、最近まで外交関係に関する国際法はその大部分が不文の慣習法であったが、1961年、外交関係に関するウィーン条約が採択され、古くからの慣習法が成文化されたことは周知の通りである。

欧州 3 共同体については、当初からこれら共同体が接受し、また派遣する常駐使節に関する制度が準備されていた訳ではない。ECSC が誕生し、さらに EEC 及びユーラトムが発足し、次第に 3 共同体がその国際的地位を高め、またこれに常駐代表を派遣する域外第三国の数が増加するにつれて、3 共同体及び第三国の間の「外交関係」に対し、国家間の外交関係を律する国際法が類推適用されるようになった、3 共同体の「使節権」も、次第に国家が国際法上認められている使節権とほぼ同様なものと見做されるようになった(ウィーン条約は国家間の外交関係にかかわるもので、D. Lasok 及び J. W. Bridge のいう通り、3 共同体及び第三国間の関係を直接に支配するものではない²⁴⁾。)と考えるべきではなかろうか。

3. それでは、欧州 3 共同体と他の国際機関との間で使節権が行使されているか。この権利を厳密な意味で解釈する限り、そして初期の段階に限って言えば、使節権は行使されなかったという Reichling の考えに首肯せざるを得ないであろう²⁵⁾。そして、その理由は、伝統的な国際機関が国際法上の権利能力をもつとしても、欧州共同体にくらべて機能的に著しく制限されたものであり、それから使節権、とくに能動的使節権を抽出すること

22) Louis Weckman, "Les Origines des Missions Diplomatiques Permanentes," *Revue Générale de Droit International Public*, Avril-Juin 1952, pp.167-8.

23) Harry Wheaton, *Elements of International Law* (London: Stevens & Sons, 1929), I, 438.

24) *Law and Institutions of the European Communities* (5th Ed.; London, etc.: Butterworths, 1991), p.79.

25) *Le Droit de Légation...*, pp. 40-4.

が困難なためと考えられる。Schermers は、欧州共同体以外の国際機関の多くは欧州共同体に常設代表部を派遣する権限を与えられておらず、後者が前者に代表部を設けるほかなかった、と述べている²⁶⁾。

4. Ernest Satow は、不完全主権国 (Satow は “semi-sovereign states” といっている。) の国際法上の能力に関連し、「外交使節を派遣する権利及び条約を締結する権利は co-extensive ではない。(注 不完全主権国がこの二つの権利を同時に享有するとは限らない、という意味に解される。) かくて、エジプトは、トルコに対する従属関係が継続していた期間、諸外国と通商条約を締結することはできたが、常設的な使節団を (外国で) 維持する能力はもたなかった。」と述べている²⁷⁾。

前述したように、欧州共同体を含む国際機関の多くは第三国と、そして相互間で条約締結権を行使しているが、欧州共同体は、これに加え、多くの第三国と使節権を行使している。ECSC 最高機関は、第 1 次一般報告で、ECSC は “a new type of entity in the international sphere” を構成している、と述べた (ポイント 13)。これは、ECSC のあと産声をあげた EEC 及びユーラトムにも当然いえることであるが、欧州共同体が幅広く使節権を行使していることが、これら共同体を他の国際機関とは異なる存在としている重要な要因の一つになっているのであろう。

5. 欧州 3 共同体のうち、まず ECSC と域外諸国との間で代表部の交換が行われるよう

になったが、これら代表部の存在意義または実用性は、両者により直ちに認められることになった。最高機関の一般報告は、ECSC に派遣されている代表部の活動がいかに有益であるかにつきしばしば言及している²⁸⁾。在ロンドン代表部についても、第 9 次一般報告はこれを高く評価する記述を行っている (ポイント 85)。また、最高機関は OEEC に代表部を設置したが、第 2 次一般報告は、この代表部が OEEC との “regular contact” の維持に役立っている、と述べている (ポイント 17)。最高機関は欧州評議会等、他の国際機関との関係強化についても努力したが、第 11 次一般報告 (1962 年 2 月 1 日 - 1963 年 1 月 31 日) はその重要性を強調している (ポイント 73)。

6. 一般的にあって、欧州 3 共同体は、とくに初期においてはその使節権を能動的というよりは受動的に行使してきた。その理由はいろいろ考えられるが、大隈宏教授は、S. Henig を引用しつつ、「EEC の対外関係は積極的に外部世界との間に関係を求めてゆくという性格のものではなく、むしろ外部の環境世界からの刺激 (要求) に対して反応を行うという受動的なものとして性格付けられるものである。」と述べておられる²⁹⁾。

欧州 3 共同体は、第三国に対し、能動的使節権を次第に幅広く行使するようになった。これは、外交関係が相互主義を前提として成立している以上、当然の動きなのであろうが、加えて、J. A. Salomon のいうように、欧州統合が進み、欧州 3 共同体の対外関係に関する活動分野が拡大するにつれ、第三国に対

²⁶⁾ Henry G. Schermers, “The Community’s Relations under Public International Law,” Commission of the European Communities, *Thirty Years of Community Law* (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1983), p.222.

²⁷⁾ Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice* (1st Ed.; London: Longmans, Green and Co., 1917), I, 176. Sir Nevile Bland による第 4 版 (1957 年) では 117 頁。Lord Gore-Booth 編の第 5 版 (1979 年) では、この記述は削除された。

²⁸⁾ 第 2 次一般報告、ポイント 14、第 6 次一般報告、ポイント 81、82 等。

²⁹⁾ 細谷千博・南義清編著『欧州共同体 (EU) の研究』(新有堂、1980 年) 258-259 頁。

しては、共同体が適当な方法で加盟国を代表することを加盟国が認めざるを得なくなってきたためであろう³⁰⁾。3 共同体の能動的使節権は、1967年の併合条約で成立した EC 理事会及び EC 委員会（1993年11月、3 共同体を基礎とする欧州連合（EU）が発足すると共に、それぞれ EU 理事会及び欧州委員会と改称した。）のいずれもが行使するが、その実態は別の機会に眺めることとしよう。（ただし、EC 理事会〔のち EU 理事会〕は在ジュネーブ国際機関及び国連に対する連絡事務所をジュネーブ及びニューヨークに開設しているにどとまり、これによって同理事会が能動的使節権を行使していると直ちにはいえないかも知れない。）

7. 拙見であるが、国連・国連専門機関のような世界的な規模で membership をもつ国際機関より、ある地域の統合を目指す国際機関の方が域外世界が広く、したがって第三国や他の国際機関との間で使節権を行使する潜在的可能性が高いのではなかろうか。もしこの考えが正しいのであれば、欧州共同体以外の地域的国際機関のいくつかは、将来この権利を行使するにいたる事態は十分に予想し得ると思う。その場合、1952年から実に半世紀の歴史をもつ欧州共同体の例は、当然に先駆的な意味合いをおびることになる。

8. それにしても、国際機関及び域外第三国（または他の国際機関）の間で使節権を行使することは果して必要であろうか。例えば、常設オブザーバーを派遣また受容することで、あるいは通常の外交または領事機関を活用することで（国際機関の所在地に置かれている当該国の大使館・（総）領事館にその国際機関にかかわる事務に専従する担当官を配

置する。）その国際機関との接触を維持できるのではなかろうか。実際に、欧州 3 共同体以外の多くの国際機関はそのような方法で域外世界との恒常的な関係を保っている。ECSC 最高機関に対しても、日本、ギリシャ等一部の国は、最初は常設オブザーバーを派遣していたのである。

Jean-Victor Louis は、EC 委員会（のち欧州委員会）が域外諸国や他の国際機関に派遣している代表部について、「これら代表部に対し、合意によって、または接受国により一方的に付与される diplomatic status 及びこれら代表部が遂行している業務の性質は、共同体についての強い統一のイメージ（a strong image of unity）を外部世界に与えている。」という³¹⁾。筆者は、欧州 3 共同体が行使する使節権が 3 共同体の「超国家性」を象徴するものであり、またこのユニークな能力こそが 3 共同体と域外世界との間で国家間の外交関係にきわめて近い関係をつくり出す *causa immanens*（内在する原因）になっていると改めて主張したい。とくに、EU の誕生と同時に加盟国は共通外交・安全保障政策（CFSP）を発足させることになったが、欧州共同体の使節権は、その遂行にあたって一つの有力な“tool”となり、ひいては「国際場裡において EU のアイデンティティーを主張する」（マーストリヒト条約第 B 条、アムステルダム条約第 2 条）という、EU がみずから課した目標を達成することに積極的に貢献し得るのではなかろうか。

ともあれ、本稿により、併合条約が効力を発生した1967年7月までの期間に、欧州 3 共同体が域外第三国の多くと外交関係を設定し、これら諸国に対して使節権（とくに受

30) M. Virally *et al*, *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* (Bruxelles: Bruylant, 1971), I, 720.

31) *The Community Legal Order* (3rd Ed.; Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1995), p.77.

動的使節権)を行使していた状況の一端を示すことができたとすれば、筆者の目的は達せられたといわなければならない。ここにいう「外交関係」及び「使節権」に関し、厳密にそのように呼ぶことができるのか疑念をもつ読者もおられよう。しかし、筆者は、時間の経過と共に、そして、とくに併合条約の実施後、3共同体及び域外世界の間外交関係は、形式的にも実質的にもますます国家間のそれに近づいていると考えており、近く本紀要で1967年7月以降の欧州3共同体による使節権の行使状況をリストで示すにあたり、筆者のこの考えを明確にしたいと望んでいる。

9. 筆者は、「はじめに」で述べたように、『外務省調査月報』の1962年5月及び6月号に「ヨーロッパ3共同体の使節権」を寄せたが、その後、同じ月報に「中国と欧州経済共同体」(1976年度/No.1)、「北朝鮮とEU・EU加盟国との関係」(2002年度/No.2)等を、また本紀要の第3集(1999年3月)に「欧州議会(EP)の過去と現在」を掲げた。本稿の読者がこれら関連論文を参照して頂けるならば、筆者のよろこび、これに過ぎるものはない。

付 記

- (1) EC委員会の第1次一般報告(1967年末までをカバー)は、同報告が印刷に付される時点で29カ国がECSCと外交関係を維持していた、と述べる(ポイント527)。しかし、ECSCと外交関係を樹立し、これに外交使節を派遣した国の数は、実際には30であった。
- (2) .5で述べたように、3共同体のそれぞれが刊行していた外交団リストでは、特命全権大使及び名称大使の区別が必ずしもはっきりしない。とくにECSC最高機関及びユーラトム委員会のリストでは、特命全権大使もその全部が単に“Ambassadeur”となっている。しかし、ECSC最高機関のリストではギリシャのTranos大使、またユーラトム委員会のリストではスペインのCasa Miranda大使のみが、何故か「特命全権大使」となっている。

併合条約の実施前にEEC委員会が刊行した最後のリストは1967年2月版であり、同条約が効力を発生したあとEC委員会が編集した最初のリストは1968年2月版であるが(この間、5冊の“corrigenda”が発行された。)本稿の執筆にあたり、後者のリストで併合条約実施当時の各代表の資格をチェックした。